

あま市成年後見制度利用促進基本計画の期間延長等変更計画案

1 趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。）第 23 条第 1 項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本市では、平成 31 年（2019 年）3 月に、平成 31 年度（2019 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの 3 か年を計画期間とする第 1 次あま市成年後見制度利用促進基本計画（以下「1 次計画」という。）を策定しています。

今年度は、1 次計画の最終年度であることから、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「二期計画」という。）を勘案し、第 2 次あま市成年後見制度利用促進基本計画（以下「2 次計画」という。）を策定すべきところですが、二期計画において、市町村計画に盛り込むことが望ましいとされる「地域共生社会の実現に向けた参加支援」等の課題については、本市では令和 4 年度及び 5 年度で策定する第 3 次地域福祉計画の主要テーマとして検討する予定であり、また、第 3 次地域福祉計画において方向性を示す予定の「重層的支援体制整備事業」では、権利擁護センターもその事業の一翼を担う機関として役割を果たすことが求められると想定しています。

そこで、2 次計画は第 3 次地域福祉計画策定の議論も踏まえて策定することが望ましいと判断し、地域福祉計画との整合性を保つため、その対象期間を念頭に 1 次計画の計画期間を 2 年間延長して平成 31 年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 5 か年計画とするものです。

また、延長する期間内に検討すべき、「法人後見の担い手の育成・活動支援に向けた検討」について、新たに盛り込むこととします。

2 変更点

(1) 計画期間の変更

1 次計画について、平成 31 年度（2019 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの計画期間を、平成 31 年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までとします。

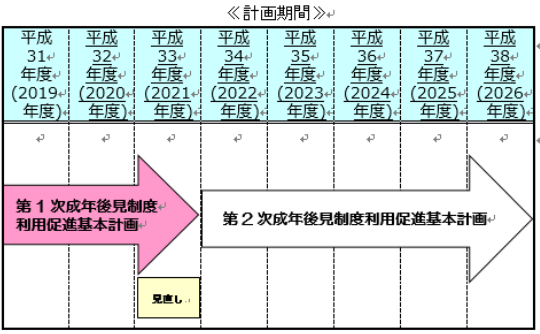
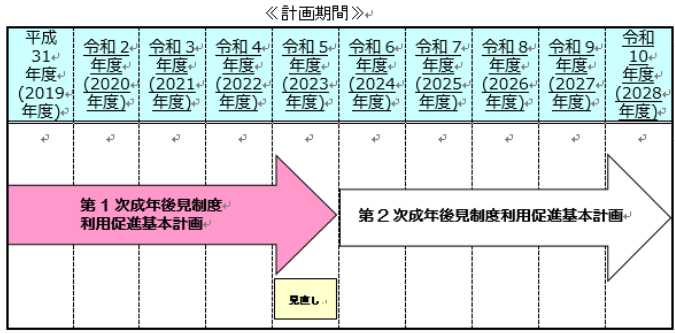
(2) 法人後見の担い手の育成・活動支援に向けた検討

当地域でも今後、法人後見の必要性が高まることを想定し、計画の体系の基本目標「2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進」に、「(3) 法人後見の担い手の育成・活動支援に向けた検討」を追加するものです。

(3) その他

変更箇所の詳細については、別紙「現行・改正案対照表」のとおり

あま市成年後見制度利用促進基本計画 現行・改正案対照表

No.	頁	項目	現行	改正案																					
1	83	1. 計画の性格 (4) 計画の期間	<p>本計画は、国の成年後見制度利用促進基本計画の対象期間を念頭に平成31年度(2019年度)から平成33年度(2021年度)までの3か年とします。第2次計画については、平成34年度(2022年度)から平成38年度(2026年度)までの5か年の計画期間を予定しています。</p>  <p style="text-align: center;">《計画期間》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成31年度 (2019年度)</td> <td>平成32年度 (2020年度)</td> <td>平成33年度 (2021年度)</td> <td>平成34年度 (2022年度)</td> <td>平成35年度 (2023年度)</td> <td>平成36年度 (2024年度)</td> <td>平成37年度 (2025年度)</td> <td>平成38年度 (2026年度)</td> </tr> </table>	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)	<p>本計画は、市地域福祉計画との整合性を保つため、その対象期間を念頭に平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの5か年とします。第2次計画については、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5か年の計画期間を予定しています。</p>  <p style="text-align: center;">《計画期間》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成31年度 (2019年度)</td> <td>令和2年度 (2020年度)</td> <td>令和3年度 (2021年度)</td> <td>令和4年度 (2022年度)</td> <td>令和5年度 (2023年度)</td> <td>令和6年度 (2024年度)</td> <td>令和7年度 (2025年度)</td> <td>令和8年度 (2026年度)</td> <td>令和9年度 (2027年度)</td> <td>令和10年度 (2028年度)</td> </tr> </table>	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)			
平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)																		
平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)																
2	85	5. 計画の体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>基本目標</th> <th>施策・事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地域で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進</td> <td rowspan="2">1. 地域連携ネットワークづくりの推進</td> <td>(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築</td> </tr> <tr> <td>(2) あま市権利擁護支援センター(仮称)の設立</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進</td> <td>(1) 地域資源の活用と連携</td> </tr> <tr> <td>(2) 成年後見制度の利用助成に関する検討</td> </tr> </tbody> </table>	基本理念	基本目標	施策・事業	地域で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進	1. 地域連携ネットワークづくりの推進	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	(2) あま市権利擁護支援センター(仮称)の設立	2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進	(1) 地域資源の活用と連携	(2) 成年後見制度の利用助成に関する検討	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>基本目標</th> <th>施策・事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地域で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進</td> <td rowspan="2">1. 地域連携ネットワークづくりの推進</td> <td>(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築</td> </tr> <tr> <td>(2) あま市権利擁護支援センター(仮称)の設立</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進</td> <td>(1) 地域資源の活用と連携</td> </tr> <tr> <td>(2) 成年後見制度の利用助成に関する検討</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人後見の担い手の育成・活動支援に向けた検討</td> </tr> </tbody> </table>	基本理念	基本目標	施策・事業	地域で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進	1. 地域連携ネットワークづくりの推進	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	(2) あま市権利擁護支援センター(仮称)の設立	2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進	(1) 地域資源の活用と連携	(2) 成年後見制度の利用助成に関する検討	(3) 法人後見の担い手の育成・活動支援に向けた検討
基本理念	基本目標	施策・事業																							
地域で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進	1. 地域連携ネットワークづくりの推進	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築																							
		(2) あま市権利擁護支援センター(仮称)の設立																							
	2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進	(1) 地域資源の活用と連携																							
		(2) 成年後見制度の利用助成に関する検討																							
基本理念	基本目標	施策・事業																							
地域で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進	1. 地域連携ネットワークづくりの推進	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築																							
		(2) あま市権利擁護支援センター(仮称)の設立																							
	2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進	(1) 地域資源の活用と連携																							
		(2) 成年後見制度の利用助成に関する検討																							
(3) 法人後見の担い手の育成・活動支援に向けた検討																									

3	89	<p>6. 施策・事業</p> <p>2. 権利擁護に関わる体制の整備・推進</p> <p>(3) 法人後見の担い手の育成・活動支援に向けた検討</p>		<p><u>成年後見制度を必要とする本人の状況によっては、個人の後見人等ではカバーできないケースも存在することから、法人が後見人等となる法人後見も視野に入れる必要があります。</u></p> <p><u>法人後見は、多くの課題や長期の支援が必要なケースについて、法人内での協議により本人にとってより望ましい支援を見つけ出せることに大きな意義があります。</u></p> <p><u>そこで、本市内で法人後見の担い手となる団体の育成を進めていく必要があります。</u></p> <p><u>本市では、中核機関の一部機能を担う市社会福祉協議会が法人後見の担い手となることが望ましいと考えます。</u></p> <p><u>ただし、中核機関が法人後見実施団体を兼ねている時には、判断の客観性を担保する等の運営上の工夫が望まれることから、受任者調整（マッチング）機能を充実させた専門職等の第三者による候補者推薦会議を組織することについても検討していきます。</u></p>
---	----	--	--	--